

社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金に係る補助事業の執行基準

(趣 旨)

第1 この基準は、社会福祉法人（以下「事業者」という。）が社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金の交付を受けて社会福祉施設等施設設備整備事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、その事業の執行に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和38年宮城県条例第23号）、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）及び社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱（昭和61年6月26日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(基準の遵守)

第2 事業者は、補助金の内示を受けた事業については、当該執行基準を遵守し、公正性及び透明性を確保した事業の執行に努めなければならない。

(入 札)

第3 事業者は、補助事業を公正に遂行するため、建設工事に係る請負業者の選定に当たっては一般競争入札により行うこととする。ただし、一般競争に付することが適当でないと認められる場合には、指名競争入札（一般競争入札を含め、以下「入札」という。）により行うことができるものとする。この場合において、入札手続を施設建設所在地市町村（以下「地元市町村」という。）の協力を求めて実施しても差し支えないものとする。

2 事業者が入札を実施する場合には、別紙1に準じた方法により公正かつ適正に行わなければならない。

(入札実施の事前届出)

第4 事業者は、入札を行う場合には、指名通知等を行う前に入札参加業者を県に届け出なければならない。この場合において、県は、入札参加業者の工事实績等に不適切な部分があると認められた場合には、入札参加業者の選定等について、事業者に対し指導することができるものとする。

(入札の執行、結果の届出及び公表)

第5 事業者が入札を行う場合には、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせる。この場合において、地元市町村職員等第三者の立会いを要請するものとする。

2 事業者は、入札後、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額等）を速やかに県に届け出なければならない。

3 県は、事業者から入札結果の届出を受けた場合は、当該入札結果等を公表するものとする。また、事業者は、自ら入札結果を一般の閲覧に供することとする。

(契約締結の報告)

第6 事業者は、建設工事契約を締結した場合には、直ちにその内容について、県に報告を行うものとする。また、県は、契約内容に不審な点がある場合には、その内容について、報告を求めることができるものとする。

(一括下請契約等の禁止)

第7 県は、補助事業に係る契約において、一括下請契約等不適切な手続を確認した場合には、当該建設事業を補助対象外にするものとする。

(補助事業の進捗状況報告)

第8 県は、必要と認める場合には、事業者に対し、工事進行管理表等工事の進捗よく状況等を把握できる書類の提出を求めることができるものとする。

2 県は、施設整備状況を確認するため、必要なときは、現地調査を行うことができるものとする。この場合において、事業者は、工事管理者及び請負業者を立ち合わせなければならない。

(その他)

第9 この基準に規定する各種届出及び報告内容については、別表に掲げるとおりとする。

附 則

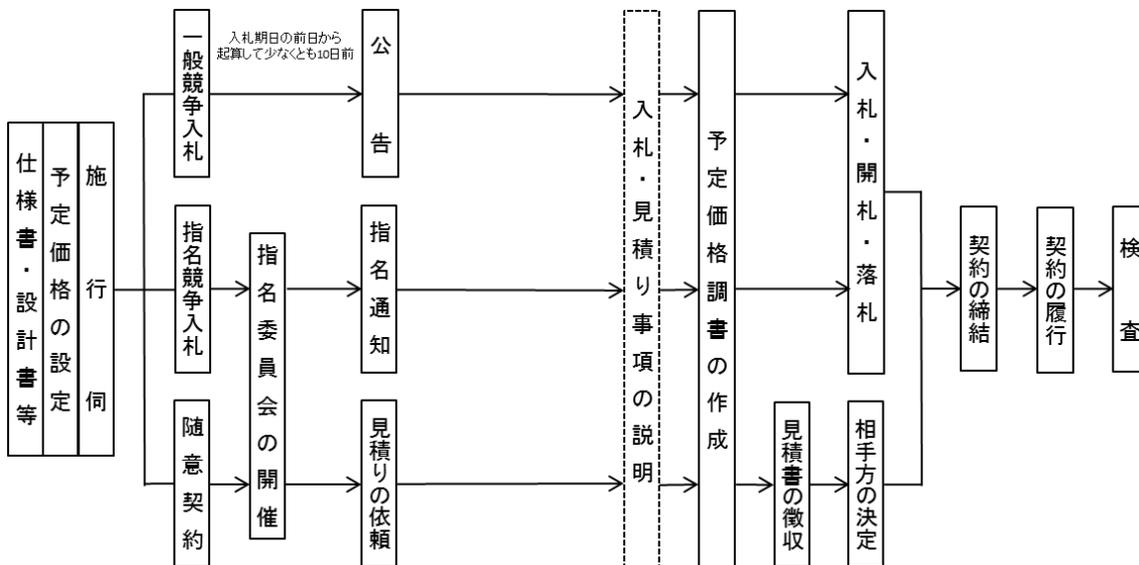
この基準は、平成9年7月1日から施行し、平成9年度社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金から適用する。

別 表

| 届 出 及 び 報 告 事 項 | 届 出 及 び 報 告 内 容 並 び に 添 付 書 類 |
|---------------------|---|
| <p>○ 入札方法等の届出</p> | <p>○ 届出内容</p> <p>(1)入札参加業者又は指名業者の次に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住所、業者名、代表者職氏名 ・ 貴法人との過去の取引実績 <p>(2)現場説明及び入札に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場説明日時、場所 ・ 入札日時、場所、立会予定者職氏名 <p>○ 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方法及び業者選定についての法人理事会等の議事録 |
| <p>○ 入札結果等の届出</p> | <p>○ 届出内容</p> <p>(1)入札実施状況に関する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札結果一覧表(別紙2参照) ・ 立会人名簿 (別紙3参照) <p>○ 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場説明実施報告書(任意様式) ・ 現場説明配布資料 |
| <p>○ 契約締結に関する報告</p> | <p>○ 報告資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書の写し ・ 着手届、一部下請承諾書、工事工程表 ・ 仕様書、平面図、立面図、各室面積表 ・ 建築確認申請書類 |

別紙 1

1. 入札・契約事務の流れ



2. 入札・契約事務の留意点

(1) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、現場説明日(仕様説明)から入札日までの見積期間を15日以上としなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができる。

(根拠法令：建設業法施行令第6条第1項[昭和31年8月29日政令第273号])

(2) 工事執行者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、なるべく5人以上指名しなければならない。

(根拠法令：建設工事執行規則第7条第1項[昭和39年3月31日宮城県規則第9号])

(3) 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとするときは、当該競争入札に付する工事の価格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を封書にしなければならない。

(根拠法令：建設工事執行規則第11条第1項[昭和39年3月31日宮城県規則第9号])

(4) 工事執行者は、最低制限価格を設けたときは、予定価格調書にその最低制限価格を記載しなければならない。

(根拠法令：建設工事執行規則第11条第1項[昭和39年3月31日宮城県規則第9号])

(5) 入札者は、あらかじめ、図面、仕様書、現場及び関係諸法規等を十分調査研究し、入札書を工事執行者の指定した日時までに指定の場所に提出しなければならない。

また、入札書は、本人又は代理人が出頭して入札執行者に提出しなければならない。

この場合において、代理人は、本人の委任状を持参しなければならない。

(根拠法令：建設工事執行規則第14条[昭和39年3月31日宮城県規則第9条])

別紙 3

入札立会人名簿

- 1 法人名 _____
- 2 工事名 _____
- 3 入札施行年月日 年 月 日
- 4 入札施行場所
- 5 入札立会者名簿

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 印 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|---|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 入札立会者は自署により署名、捺印すること。